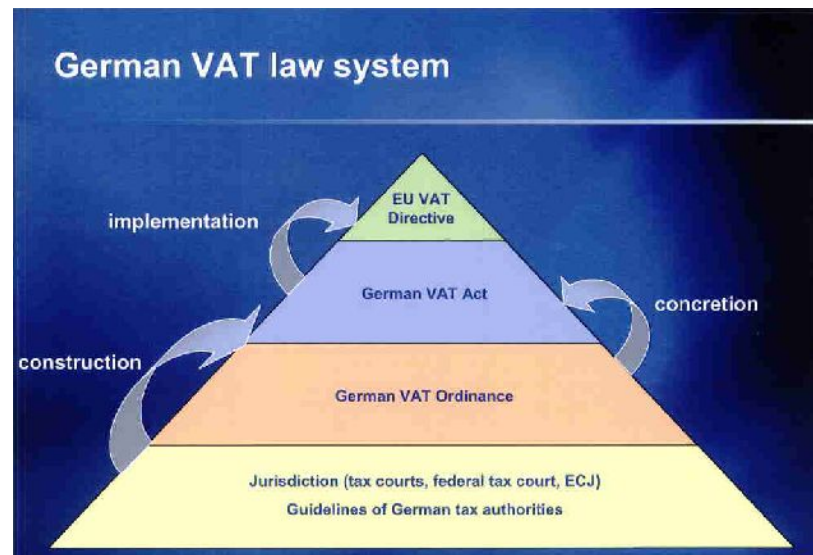




- ① EU加盟国では、EU Directiveに則って、社会保険対象の医療は付加価値税が非課税。
- ② イギリス・フランス・ドイツでは、非課税である社会保険診療にかかる仕入税額が控除できないことは当然のことと受け止められている(付加価値税法上、当然受容すべきことと認識)。
- ③ 社会保険医療は公定価格のため、私的医療機関が仕入税額控除できない分を価格に自由に転嫁できない。
- ④ イギリス・フランス・ドイツでは、医療の提供は公の義務との国民感覚が強く、従って医療提供者の殆どを公的医療機関が占めている。
- ⑤ フランスとドイツでは、公的医療機関以外の少数の私的医療機関において、診療報酬に控除対象外付加価値税が十分に上乗せされていないとの主張があり、医療提供者と保険者との間で論争がある。
- ⑥ つまり、フランスとドイツの私的医療機関においては、日本と同様に控除できない仕入税額の問題が存在するが、付加価値税制の問題として意識されているのではなく、診療報酬の問題(仕入に係る付加価値税負担分が診療報酬上で十分に手当てされていない)として取り扱われている。
(公的医療機関は従来、総額予算制をしてきたため、問題意識はない)
(※ドイツでは、病院建設費が州政府の予算から拠出される等)

EUの付加価値税指令と各国の法律体系 (EU加盟国統一体系)

<p>EC Directive</p>	<p>2006/112/EC of 28 November 2006 on the common system of value added tax EXEMPTIONS, CHAPTER 2, Exemptions for certain activities in the public interest Article 132, 1. Member States shall exempt the following transactions: (b) hospital and medical care and closely related activities undertaken by bodies governed by public law or, under social conditions comparable with those applicable to bodies governed by public law, by hospitals, centres for medical treatment or diagnosis and other duly recognised establishments of a similar nature; (c) the provision of medical care in the exercise of the medical and paramedical professions as defined by the Member State concerned; (d) the supply of human organs, blood and milk;</p>
<p>(要約) EC指令</p>	<p>2006年11月28日発効の付加価値税に係る一般原則 (非課税に係る第2章第132条) EU加盟国は、社会保険診療に係る以下のものについて、付加価値税を非課税にしなくてはならない。 『法律で定められた公的機関または社会的に法律で規制されている同様の機関、病院、医療治療又は分析センター、その他承認されている類似機関での看護、医療ケア及びこれに関連する行為』</p>



イギリス・フランス・ドイツにおける医療に係る付加価値税の概要

	イギリス	フランス	ドイツ
EC指令	EC第6指令 13A条 「各加盟国で定める医療及びパラメディカル職の提供する医療ケア」 (前掲)第132条: 社会政策上等の理由による非課税取引		
各国の医療の非課税の根拠	付加価値税法94年法付則 Schedule9,グループ7,アイテム1に非課税規定	租税一般法典 「売上に関わる税及びその類似税」の付加価値税の項 261条で医療が非課税と規定	付加価値税法 第4章No..14
医療の売上に係る課税と非課税の状況	非課税規定があり、それら以外は課税 (備考) NHS、GP(家庭一般医)の提供する医療は原則非課税 (イギリスではホームドクターへの患者からの支払いはなく、NHSから医師に直接支払われる。NHSとの契約=登録が必要)	非課税規定があり、それら以外は課税 (備考) 自由業者として開業する医師をはじめとする医療職の診断・治療費は付加価値税が非課税	以下は非課税 ・病院並びに医師 ・治療目的の医療行為 ・付随業務
	付加価値税法94年法付則グループ7 非課税対象となる保健及び福祉項目を列記	租税一般法典 「売上に関わる税及びその類似税」 261条 医療が除外例として課税対象とならないと規定	以下は課税対象 ・特定の私的医療機関 ・治療目的外の医療行為 ・病院施設サービス
EC指令における仕入税額控除の規定	(EC指令168条) 他の課税事業者を支払うべきまたは支払った課税売上に係る付加価値税額は控除可		
仕入税額控除に係る規定	英国税関歳入庁通達 701/57 通常は、非課税になるサービスや物の提供に関連した仕入税額を控除することはできない。これには、治療で患者に投与、注射、使用した薬剤や器具にかかるVATが含まれる。		付加価値税法セクション15 病院や医師は、非課税売上に係る仕入税額は、控除できない。
その他・特記事項	ゼロ税率 : 付加価値税法30条 …処方薬 ※歳入税関庁は、医療サービスをゼロ税率の提供サービスとみなすことは法的に不可能であるとしている。(英国医師会HP掲載)	特殊税率 2.1% : 租税一般法典281条 社会保障法典に規定される医療保険償還医薬品及び処方薬(医薬品庁の販売許可AMMを得ているもの) 体内留置の医療機器(ステント、ペースメーカー等)	一般税率 19.0% …処方薬、医療機器 等 軽減税率 7.0% …獣医薬品 等

ヨーロッパにおける付加価値税の状況

出典：OECD Consumption Tax Trends 2006

国 (EU加盟国の一部と非加盟国の一部の例示)	標準税率(% (食品))	効率性(% (※))	社会保険診療 等	処方薬、医療機器 等
ドイツ	19(7)	50.5	非課税	身体障害者用の機器類は軽減税率
フランス	19.6(5.5)	45.3	非課税	身体障害者用の機器類は軽減税率
英国	17.5(0)	46.4	非課税	処方薬、医薬品、特定の身体障害者用の機器類はゼロ税率
アイルランド	21(0)	55.5	非課税	経口薬、特定の医療機器はゼロ税率
スウェーデン	25(12)	47.3	非課税	処方薬はゼロ税率
ハンガリー	20(同左)	41.3	非課税	処方薬は軽減税率
イタリア	20(10)	38.2	非課税	
オーストリア	20(10)	52.9	非課税	
オランダ	19(6)	51.9	非課税	
ギリシア	19(9)	51.5	非課税	
スペイン	16(7)	50.1	非課税	
チェコ	19(5)	38.9	非課税	
デンマーク	25(同左)	51.6	非課税	
フィンランド	22(17)	52.9	非課税	
ベルギー	21(6)	42.9	非課税	
ポーランド	22(7)	40.2	非課税	
ポルトガル	21(5)	53.7	非課税	
ルクセンブルク	15(3)	68.2	非課税	
アイスランド	24.5(7)	49.2	非課税	
スイス	7.6(2.4)	71.7	非課税	
ノルウェイ	25(14)	52.5	非課税	

EU加盟国27カ国は以下の通り(2009年11月12日現在)
 オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スウェーデン、イギリス

※ 効率性(%)
 全ての財・サービスを付加価値税の標準税率で課税した場合に得られる税収を100%としたときの、実際の税収の割合を示すもの。
 軽減税率やゼロ税率、非課税項目が多いほど、効率性が低くなる。
 例えば、ドイツの50.5%は、付加価値税によって名目的に得られるはずの税収の約半分しか得られていないことを示す。
 社会保険診療等は、EC指令で非課税とされているため、社会保険診療等の規模が大きくなると、効率性が低くなる要因となる。